

個人情報保護制度

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的

電子計算機をはじめとする情報処理技術の発達により、生活が便利で豊かになってきている反面、自分に関する情報が予期しない形で集められたり、利用されているのではないかといった不安感や個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の危険性が指摘されています。

こうした不安感を除去するとともに個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、個人情報の収集、適正管理、利用および提供段階における規制、個人情報取扱事務の登録および閲覧、自己情報の開示および訂正等県における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いについての責務等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 条例の特徴

ア 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としています。

イ 県が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正を求めることができる開示請求権、訂正請求権を具体的な権利として創設しています。

ウ 民間事業者の責務を明確にし、個人に関する情報の保護に対する民間事業者の自主的な対応の促進を図っています。

(2) 条例の概要

ア 実施機関

個人情報保護制度を実施する県の機関（実施機関）は、次のとおりとなっています。

- ・知事
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・人事委員会
- ・監査委員
- ・地方労働委員会
- ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会
- ・内水面漁場管理委員会
- ・公営企業管理者

イ 実施機関が保有する個人情報の取扱い

(ア) 収集の制限（第4条）

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により原則として本人から収集しなければなりません。

思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならないことになっています。

(イ) 正確性および安全性の確保（第5条）

個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保ち、必要のなくなった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければなりません。

個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(ウ) 利用および提供の制限（第6条）

原則として、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために当該実施機関において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

(エ) 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第10条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

(3) 自己情報の開示・訂正

ア 自己情報の開示請求（第11条）

何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。（一部の事務を除く）

イ 自己情報の訂正請求（第18条）

開示決定を受けた自己情報に事実に関する誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができます。

(4) 救済措置

ア 苦情の処理（第21条）

実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

イ 不服申立てがあった場合の手続（第22条）

不服申立てがあった場合は、却下するときを除き、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に諮問をし、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければなりません。

(5) 事業者の保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務（第24条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な収集、利用、管理等に努めなければなりません。

イ 指導および助言（第25条）

知事は、事業者が個人情報の適正な収集、利用、管理等をおこなうよう、必要な指導および助言を行うこととなっています。

ウ 説明または資料の提出要求（第26条）

知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができます。

エ 是正の勧告（第27条）

知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができます。

オ 事実の公表（第28条）

知事は、事業者が説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

カ 苦情相談の処理（第29条）

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

なお、この条例については、平成16年度中に改正することを予定しています。

個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の3つに区分されています。

平成16年3月現在の登録件数は1,021件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県民情報室および県内6ヶ所の地域振興局の行政情報コーナーに開架され、閲覧することができます。

個人情報取扱事務の登録状況（登録件数）

（件）

実 施 機 関		15年度末		
知 事 部 局	政策調整部	29	教育委員会	60
	総務部	56	選挙管理委員会	5
	県民文化生活部	143	人事委員会	-
	琵琶湖環境部	110	監査委員	1
	健康福祉部	270	地方労働委員会	3
	商工観光労働部	103	収用委員会	2
	農政水産部	145	琵琶湖海区漁業調整委員会	2
	土木交通部	85	内水面漁場管理委員会	2
	出納局	4	公営企業管理者	1
	（知事部局小計）	945	（行政委員会等小計）	76
			合 計	1,021

2 個人情報の開示請求・訂正請求（文書によるもの）

平成15年度の自己情報の開示請求の件数は16件で、訂正請求はありませんでした。請求および処理の状況は、次のとおりとなっています。

(1) 総括

(件)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合 計	
開示請求 （文書による）	3	4	4	17	15	7	8	15	16	89	
処 理 状 況	開示	3	4	2	16	12	3	4	11	11	66
	一部開示				1	3	3	3	3	3	16
	不開示			1						2	3
	不存在			1				1			2
	取下げ						1	1			2
	処理中										
訂正請求											
処 理 状 況	訂正										
	一部訂正										
	不訂正										
	取下げ										
	処理中										

(2) 開示請求の実施機関別内訳

(件)

実施機関	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合 計	
知 事 部 局	政策調整部								2	2	
	総務部	2	2	1	14	8	2	2	1	32	
	県民文化生活部							1		1	
	琵琶湖環境部										
	健康福祉部		2		1	4	3	2	9	7	28
	商工観光労働部										
	農政水産部								1		1
	土木交通部							1	2	3	6
	出納局										
(知事部局小計)	2	4	1	15	12	5	6	13	12	70	
教育委員会	1		3	2	3	2	2	2	4	19	
選挙管理委員会											
人事委員会											
監査委員											
地方労働委員会											
収用委員会											
琵琶湖海区 漁業調整委員会											
内水面漁場 管理委員会											
公営企業管理者											
合 計	3	4	4	17	15	7	8	15	16	89	

3 簡易開示の状況

実施機関があらかじめ定めた試験の結果などの個人情報、口頭により開示の請求をし、その場で閲覧することができることになっています。この制度を簡易開示と呼んでいます。

この簡易開示は、保育士試験をはじめとする33の試験を対象としています。平成15年度は、677件の請求があり、すべて開示しました。

(件)

実施機関		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
知事部局	政策調整部									282	282
	総務部	36	189	357	298	275	233	230	332		1,950
	県民文化生活部									7	7
	琵琶湖環境部			3	2	2	4			2	13
	健康福祉部	183	315	246	245	413	408	335	374	366	2,885
	商工観光労働部		9	8	6	3	10	11	20	14	81
	農政水産部	2	1	2		6	1	5		6	23
	土木交通部										
	出納局										
	(知事部局小計)	221	514	616	551	699	656	581	726	677	5,241
教育委員会											
選挙管理委員会											
人事委員会											
監査委員											
地方労働委員会											
収用委員会											
琵琶湖海区 漁業調整委員会											
内水面漁場 管理委員会											
公営企業管理者											
合計		221	514	616	551	699	656	581	726	677	5,241

4 不服申立ての状況

開示請求または訂正請求に対する決定に不服のある場合、行政不服審査法に基づき、不服申立てによる救済を受けることができます。平成15年度はありませんでした。

(件)

区分	不服申立 件数	審議会			取下げ	実施機関の処理状況				
		諮問	答申済	審査中		却下	棄却	全部認容	一部認容	未決定
平成10年度	1	1	1				1			
平成11年度	1	1	1				1			
平成12年度	0									
平成13年度	0									
平成14年度	1									
平成15年度	0									
合計	3	2	2				2			

(注) 平成14年度の1件は諮問前に取下げ

5 諮問案件の内容および処理状況

これまでの諮問案件の内容および処理状況は以下のとおりです。

諮問番号	不服申立て案件	実施機関	原処分 ----- 不服申 立て 年月日	個人情報保護審議会		決定内容	
				諮問 ----- 答申	答申内容	年月日	内容
1	「平成10年度県立高等学校入学者選抜に係るの答案用紙」の不開示決定処分に対する異議申立て	教育委員会	10.4.7 ----- 10.6.4	10.6.15 ----- 10.11.30	本件対象個人情報を開示としない決定は、妥当である。	10.12.14	棄却
2	「医療保護入院者の入院届、医療保護入院（第33条第2項）の入院届および医療保護入院者の定期病状報告書」の一部不開示決定に対する不服申立て	知事	11.4.15 ----- 11.5.19	11.6.18 ----- 12.3.17	本件対象個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。	12.5.23	棄却

6 苦情処理の状況

県の機関（実施機関）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、適切かつ迅速に処理することとなっていますが、平成15年度における苦情はありませんでした。

7 苦情相談の状況

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっていますが、平成15年度における苦情相談はありませんでした。

8 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関から諮問された事項の審議ならびに個人情報保護制度の運営および改善に関する事項について建議を行うこととなっています。

審議会の委員は7名で、任期は2年となっています。

個人情報保護審議会の開催状況

	開催年月日	審議事項
第19回審議会	平成15年7月31日	1 会長の選出について 2 会長職務代理者の指名について 3 平成15年度個人情報保護条例の運用状況について 4 住民基本台帳ネットワークシステムについて 5 その他
第20回審議会	平成16年2月5日	1 滋賀県個人情報保護制度の見直しについて 2 その他
第21回審議会	平成16年3月17日	1 滋賀県個人情報保護制度の見直しについて 2 その他

滋賀県個人情報保護審議会の委員名簿（平成16年3月現在）

委員の区分	氏名	備考
法曹関係	坊野善宏	会長代理
学者(民法)	長尾治助	会長
学者(憲法)	中谷実	
消費者関係	中谷眞三代	
事業者関係	安田一代	
教育関係	宇野一枝	
行政経験者	赤井竹雄	